

救すニス

77.7.2
No. 4

全港湾建設支部
西成分会救援対策第1-
581-0676

二名の拘泥取引者を勝ち取る!!

去る6月14日に公務妨害が逮捕され、大阪拘置所に不當に勾留されていたAさんと同じく6月14日に南海電車に投石したこととして、イカ業・ム筋售・公ム執行妨害・傷害に因られ向むく大拘に勾留されていたBさんの拘置取り消しをこの程がうとり、29・30の両日にかけて出て来ました。

II 故犯罪法違反にしがなうなゝ罪と

それでも起訴しなければならぬ事案の事情

最初はいかつに罪名で逮捕された二人供ひういうわけか、起訴された時の罪名は故意犯罪法違反に変わっていた。故意犯罪法違反だつたら何もかとへ起訴する必要もあるめえに、とゲスのカニグリをしてくんなる。奴さんらに言わしたうえこづのこづのこづのこづのこづのこづのかしきがなんだろうよ。

いや誰がそこまでかりたてた、と言われたらそりやあや、ほり田としか言ひようがない。例えばAさんはジョンベンガードの手前で田にジコースの空から投げてとつつかま、たらしくと何もやる気がなくても、皆い席に青黒い制服に銀色に鈍く光るタテを並べた連中に出てこらんと決して樂しい気持になんかなりっこないよ、思わず背筋が下に下りるとするからそうして思わず何う物でも投げなきや気がすまなくななるから昔からよく言ったもんだよ、攻撃は最大の防禦てね。

それでAさんの起訴状があるてよ。相当の注意を払わずに物を投げたのはさりて、いや物を投げさせるとも故意犯罪法違反で起訴してくれるのはさりて、検事さん。

二、金ヶ崎抗議行動公判始る

5月25日から6月17日まで断続的に續いた金ヶ崎の人権無視・法外無視に対する抗議行動で不當に拘束された我々の仲間の裁判が7月1日から始りました。

1日はKさんの公務執行妨害容疑に対する裁判があり、この日は人定員四名、起訴状朗読、証言調査等で終わり、次回から証人尋問・辯論が始めます。

2日を予定の次回公判は7月8日午後一時です。

その他の拘留中の申聞・起訴書なども通りです。

起訴者 公判日程

在審訴	2名	7月5日	刑事26部	14時
拘留中	円	" 6日 PM 1:00	"	"
保釈	一ヶ	" 8日	"	"
拘留取り扱い	2 "	" 23日	"	"
計	22名	"	"	"

* いすれも大阪地裁です。
時間のかかるものはまだ知らせて

ます。

右に示したようにまだ多くの人が拘束され、裁判もこれから長くかかると想われます。我々と同じく金ヶ崎で働く仲間の救援の為に力をこめます。

人おび市民の権利宣言(フランス)

第三条 人は自由かつ権利において平等なるものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は共同の利益の上にのみ設けられることが叶う。